農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想（案）

令和８年９月

宇　検　村

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　p 1

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標　p 4

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうする青年等が目標とすべき農業経営の指標　p 6

第４　第２及び第３に揚げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項　p 7

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　p 9

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　p 9

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項　p 10
１　地域計画推進事業に関する事項
(1)　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項
①　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法
②　第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準
③　その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項
２　利用権設定等促進事業に関する事項　p １１
３　農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項　p １７
４　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項　p １８
５　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　p ２１
６　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項　p ２１
７　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項　p ２１
第７　その他　p２３
添付資料
別紙１（第６の２（1）⑥関係）　p ２４
別紙２（第６の２（2）関係）　p ２５

第1　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1　宇検村は鹿児島市から南方に 383 ㎞を隔て，奄美大島本島の南西部に位置する。

農家戸数は 253 戸で，これに対して耕地面積は 90.6ha である。1 戸当たり農地面積は 35a で，零細な農業経営を強いられてきた。本村は，これらの現状を打開するために，湯湾干拓地（昭和 31 年着工　平成 6 年配分完了，16ha）を造成，園芸品目を中心に農業振興を図ってきた。

近年は，湯湾干拓地を中心に，タンカン，マンゴー，パッションフルーツ，さとうきび等の農業生産が展開され，露地野菜のカボチャも栽培面積が増加傾向にある。また，採卵鶏に加えて肉用牛の多頭飼養志向農家の規模拡大も進み，その計画が具現化するなど，明るい兆しは見え始めてきたが，依然として農家の経営基盤は脆弱である。

今後，重点推進品目をタンカンやマンゴー，パッションフルーツ，かぼちゃ，さとうきびとし，肉用牛多頭飼養農家の育成を加え，これらを基軸として地域の特性を活かした農業振興を図る。このためには，農家の自主性と創意工夫を基本にした組織活動の活性化と栽培技術の向上を図り，足腰の強い担い手農家の育成と産地規模の拡大に努める。

2　本村の農業構造については，労働力の本土への流出等によって昭和 40 年代から過疎化が進んだことに加え，農家の高齢化と新規就農者不足等により，農業の担い手不足は一層深刻化している。また，養殖水産業（マグロ、クルマエビ）が盛んであることから，兼業化に拍車をかけている状況にある。

こうした状況にあっても，高齢者等の農地に対する資産的保有傾向が強く，意欲ある農業者への農用地の流動化が進みにくい環境にあるが，平成８年に第３セクター方式の（株）宇検村元気の出る公社の設立を契機として，さとうきび栽培が復活し，遊休農地の解消が進むとともに担い手等に対する農用地の流動化が図られつつある。

一方，中山間地域である部連，佐念地区においては，農業就業人口の高齢化及び減少に伴って，農業後継者に継承されない又は意欲ある農業者に集積されない農地で一部遊休地化したものが近年増加傾向にあることから，これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく，周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3　本村は，このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に，農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう，将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし，効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は，村内及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ，農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が，地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり３２０万円程度），年間労働時間（主たる従事者１人当たり２，０００時間程度）の水準を実現できるものとし，また，これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4　本村は，担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等も含めた意欲ある多様な農業者の意向その他の農業に関する基本的条件を考慮して，農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として，意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的かつ重点的に実施する。

まず本村は，農業委員会や，農業協同組合，大島支庁農政普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため，宇検村担い手育成総合支援協議会を設置し，集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。更に望ましい経営をめざす農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して上記の宇検村担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断，営農改善方策の提示等行い，地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により，各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため土地利用型農業により効率的な農業経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては，農業委員などによる掘り起こし活動を強化して，農地の出し手と受け手にかかる情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また，地域計画の策定や実現に向けた地域における話合い活動による合意形成を基本に、集落を単位に意欲ある高齢農業者や兼業農家を含めた集落営農の組織化・法人化の支援を推進し、これらの農地の流動化に関しては，土地利用調整を全村的に展開して，集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積され，効率的な規模拡大が図れるよう努める。

土地利用型農業が主である集落で，効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて，地域での話合いと合意形成を促進するため，農用地利用改善団体の設立を目指す。また，地域での話合いを進めるに当たっては，法第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人別経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第１４条の４第１項の規定による青年就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ，認定農業者の育成，集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行なう。特に，認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては，特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法２３条第４項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。）の普及啓発に努め，集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため，農用地利用改善団体を設立するとともに，特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導，助言を行う。

さらに，このような農地貸借による経営規模拡大と併せて，農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし，（株）宇検村元気の出る公社と連携を密に

して， 農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって，意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また，併せて集約的な経営展開を助長するため，大島支庁農政普及課の指導の下に，既存施設園芸の作型，品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また，生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に，農業生産法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており，オペレーターの育成，受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに，その経営の効率化を図り，体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域である芦検地区においては，農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り，当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに，村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については，農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場への参加を呼びかける等，女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお，効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家，生きがい農業を行う高齢農家，土地持ち非農家等との間で，補助的労働力の相互提供等による集落内の役割負担を明確にしつつ，地域資源の活用や農村コミュニティの維持を図る。加えて，諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編が，効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず，その他の農家等も含めた地域全体としての発展に結びつくことに対する理解と協力を求めていくこととする。

特に，法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度，法第１４条の 4 の青年等就農計画の認定制度については両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ，農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと，その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし，宇検村が主体となって，関係機関，関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に，地域の面的な広がりを対象とした整備事業の実施に当たっても，当該実施地区において農業経営を展開している認定農業者の経営発展に資するよう十分配慮し，事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5　本村は，宇検村担い手育成総合支援協議会において，認定農業者又は今後認定を受けようとする意欲ある多様な農業者，生産組織等を対象に，経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を大島支庁農政普及課の協力を受けつつ行う。

特に，現在大規模畜産経営をめざした活動が展開されつつある久志地区や今後予想される意欲ある農業者については，農業制度資金等の適正な導入を図るために，指導チームによる技術指導は勿論，農業協同組合の資金担当職員や日本政策金融公庫鹿児島支店等関係機関の指導を仰ぎつつ，資金計画に係る研修等を実施する。

なお，農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては，その経営の更なる向上に資するため，当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、農作業受託組織及び、集落営農、営農組織等、農地・農業用機械・施設を効率的に活用する「地域営農の仕組みづくり」を積極的に推進する。

6　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間･農業所得に関する目標として地域において優良な経営を確立している事例を踏まえながら，農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2，000時間程度）の水準を達成しつつ，農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得）を目標とする。

第 2　農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

基本構想第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，本村の優良事例を踏まえ，本村における主要な営農類型についてこれを示すと以下のとおりである。

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模 （作付け面積）	生産方式 （資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専門型 1	a たんかん 100 ﾊﾟｯｼｮﾝﾌﾙｰﾂ 無加温　20	ハウス　(KPKHN型) 農機具舎　(鉄骨) 作業場・貯蔵庫 (鉄骨) 塩ビ配管施設　(一式) 貯水槽　(ｺﾝｸﾘｰﾄ) 軽トラック　(660 cc) 動力噴霧機　(3ｐｓ) パソコン　(一式)	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹専門型 2	a たんかん 100 マンゴー 無加温　20	ハウス　(KPKHN型) 農機具舎　(鉄骨) 作業場・貯蔵庫 (鉄骨) 塩ビ配管施設　(一式) 貯水槽　(ｺﾝｸﾘｰﾄ) 軽トラック　(660 cc) 動力噴霧機　(3ｐｓ) パソコン　(一式)	同　上	同　上
果樹専門型	a たんかん	農機具舎　(鉄骨)		

3	70 津の輝 30	作業場・貯蔵庫(鉄骨) 塩ビ配管施設 (一式) 貯水槽 (コンクリート) 軽トラック (660 cc) 動力噴霧機 (3ps) パソコン (一式)	同　上	同　上
養鶏専門型	羽 採卵鶏 20,000	自動給餌機 リフト 選別機 飼料タンク 乾燥機 スクレッパ 堆肥舎 パソコン (一式)	同　上	同　上

営農類型	経営規模 （作付け面積）	生産方式 （資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専門型	頭 生産牛　９０	繁殖牛舎 トラクター 70ps ロータリー (作業幅240cm) ロールベラー (120*122) ブロードキャスター (600L) K型ローダー (作業幅240cm) テッダアーレーキ (作業幅620cm) 動力噴霧機 プラウ (3連リバース) ベールグリッパー (90-120対応) デスクモアー(200cm) ベールラッパー (90-120対応) ホイルローダー (0.43 ㎥) マニュアスプレッダー (300kg) インバーター 連動スタンチョン パソコン (一式) 送風機 (1m径) ほ乳ロボット (MSKCF260)	・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
さとうきび複合型	a さとうきび HV委託夏植 130	農機具舎 (鉄骨スレート) 作業場 (鉄骨)) 貯水槽 (一基) 軽トラック (660 cc)	同　上	同　上

	HV委託株出 130 タンカン 80 カボチャ 50	トラック (1t) トラクター (40ps) ライムソアー (180cm) ロータリー (180cm) ロータリーカルチ (KM202) +ヤビク式施肥 プランター(施肥、施薬機付) パソコン (一式) 管理機 (5.5 ps) 動力噴霧機 (3 ps)		

（注）１　個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者１人、補助従事者１～２人として示している。

２　団体経営体については、個人経営体の営農類型を準用する。

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

基本構想第１に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として，宇検村における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模 （作付け面積）	生産方式 （資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専門型	a たんかん 20 マンゴー 無加温 10	ハウス (KPKHN型) 農機具舎 作業場・貯蔵庫 塩ビ配管施設 (一式) 貯水槽 (コンクリート) 軽トラック (660 cc) 動力噴霧機 (3ps) パソコン (一式)	青色申告の実施	
果樹複合型	a たんかん 20 その他果樹・種苗 20	ハウス 農機具舎 作業場・貯蔵庫 塩ビ配管施設 (一式) 貯水槽 (コンクリート) 軽トラック (660 cc) 動力噴霧機 (3ps) パソコン (一式)	青色申告の実施	

肉　用　牛 生産牛	頭 生産牛　　２７	繁殖牛舎 ２ｔダンプ パソコン　　㈠式 （原則としてトラクター等を利用は元気の出る公社へ作業委託を行い、施設整備は規模拡大時に関係機関と慎重に行う）	青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の特産品であるたんかんなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、大島支庁農政普及課や農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、宇検村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　村が主体に行う取り組み

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一

貫して行う。

3　関係機関との連携・役割分担の考え方

村は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、県農地中間管理機構、村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4　就農希望者のマッチング及びのうぎょうを担う者の確保・育成支援のための情報収集・総合提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携

して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

（１）受け入れ体制の整備

大島支庁農政普及課や農業協同組合と連携しながら、新規就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報の提供を行う。

（２）関係機関との役割分担・連携

就農に向けた情報提供及び就農後の営農相談、就農後の営農指導等フォローアップについては宇検村や大島支庁農政普及課、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、公益財団法人鹿児島県地域振興公社などの各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

（３）村が主体的に行う就農等促進の取組

「シマっちゅ見習い隊（地域おこし協力隊)」制度を活用して新規就農希望者を募り「宇検村元気の出る公社」を人材育成育成機関として研修を実施し本村重点品目である、たんかん、さとうきびの栽培技術及び公社が農作業を受託する農業用省力機械の操作技術の習得を進める、農業委員会と連携を取り農地中間管理事業を活用した農地の集積利用を推進する。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

基本構想第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと，概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　　考
令和１７年度　　７０％	

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

地域計画の策定や農地中間管理事業の推進などにより面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）の割合が高まるよう努める。

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は,担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業，利用権設定促進事業による借り入れ農地のほか自己所有農地,農作業受託面積の合計面積。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため，宇検村担い手育成総合支援協議会を活用し，関係機関及び関係団体の緊密な連携の下，地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ，地域の地理的自然的条件，営農類型の特性，農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際，宇検村は，関係機関及び関係団体とともに，こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう，地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ，各年度ごとに，利用集積の進捗状況等を把握・検証し，必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また，地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から，利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため，宇検村担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を設ける。

なお，農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から，集落営農の組織化を促進する取組を行う際は，既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合，両者の間で，農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように，地域における話し合い活動の中で，十分な調整を行うこととする。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は，鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ，本村農業の地域特性，特徴を十分踏まえて，以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

①　地域計画推進事業
②　利用権設定等促進事業
③　農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成２５年法律第１０１号)第２条第４項)が行う特例事業（法第７条）
④　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
⑤　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
⑥　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑦　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については，各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。また、本村全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い, 面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア　平坦部の阿室・石良地区において，今後，農地環境整備整備事業の実施が進められる見込みなので, 圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため, 利用権設定等推進事業を重点的に実施する。特に，換地と一体的な利用権設定を推進し，土地改良区の主体的な取り組みによって意欲ある農業者が連担的な条件化で効率的な生産が行えるよう努める。

イ　中心部の湯湾干拓地区においては，特に農用地利用改善事業を重点的に推進し，農用地利用改善団体を育成する。このことによって，担い手不足の下で多発する耕作放棄地の解消に努める。

更に，本村は，農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め，必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう**（経営改善計画の達成のための研修会の実施,青年等就農計画の達成のためのの援助,地域計画の実現に対する**指導，助言を行う。

以下，各個別事業ごとに述べる。

１　　地域計画推進事業に関する事項

(1)　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

①　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法

協議の場の設置に当たっては、農村地域における担い手の確保や農用地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効である

ことから、人・農地の実質化において設定した設定した「地域の話し合いの場」を基本に地域農業の将来の在り方を検討する。

また、協議に当たって幅広い意見を得るため、将来の農業を担う若年者や後継者、入り作に向けた意見や地域のとの信頼関係の構築の近隣集落の担い手、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等を進める観点から女性の参加を呼びかける。

② 第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準

これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に協議の場の区域を設定を行う。農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準として土地の自然条件、農業者のの保有する農用地の大字等とする。

③ その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権設定の進め方として、農業委員会で準備を行う「目標地図」に係る農地の現況利用や農家の意向を踏まえ以下３つ事項について協議を行う

１．当該地区における将来の在り方

区域の現状や課題から果樹等の高収益作物への転換等地域の目指すべき将来の地域農業についての協議

２．農業上の利用が行われる農用地等の区域

農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地の区域を設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々の努力を払ってもなお利用が困難である農地については保全等が行われる区域とするなど、地域の現況や将来の見込みを踏まえて、地域の農地利用を議論する。

３．その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

上記１，２を基に、１０年後の将来の目指すべき姿に向け、次に揚げる事項について協議する。

（１）農用地の集積、集約化の方針
（２）農地中間管理機構の活用方針
（３）基盤整備事業への取組方針
（４）多様な経営体の確保・育成取組方針
（５）第３セクターである「宇検村元気の公社」や農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

２．利用権設定等促進事業に関する事項

※ 同法の附則第５により設けられた経過措置の期間の間において，本事業の実施を行う

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧農業経営基盤強化促進法（以下，「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又

は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第３項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は，次に掲げる場合に応じて，それぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合，次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては，（ア），（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては，常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする

（オ）所有権の移転を受ける場合は，上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか，借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合．農地の集団化を図るために必要な場合，又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等，特別な事情がある場合を除き，農地適正化あっせん譲受け等侯補著名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合，その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合，その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権，地上権，永久小作権，質権，賃借権，使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において，当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては，（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは，前項の規定にかかわらず，その者は，おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第２項に規定する事業を行う農業協同組合，又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合，同法第 11 条の 50 第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合，旧法第７条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構又は法第４条第３項に規定する独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機

構，独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には，これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受ける場合は，次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ァ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ゥ　その者が法人である場合にあっては，その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農業生産法人の組合員，社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が，利用権設定等促進事業の実施により，当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は，①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし，利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか，　利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は，別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により，設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準，借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法，農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式含む。以下同じ。）　の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は，別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

①　本村は，開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては，その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理理機構を除く。）から旧「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下旧「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②　本村は，①の開発事業計画が提出された場合において，次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア，当該開発事業の実施が確実であること。

イ, 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には，農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ, 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には，開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 本村は、旧法第 6 条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは，遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第 2 条によりみなされる場合は不要)

② 本村は，(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは，その都度，農用地利用集積計画を定める。

③ 本村は，農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため，引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において，当該農用地利用集積計画は，現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 本村農業委員会は，認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに，農用地の利用権の調整を行った結果，認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは，本村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は，その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため，利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは，別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化，農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は，別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において，(4) の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には，現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本村は，(5) の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には，その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本村は，(5) の②から③の規定による農用地利用改善団体，農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には，その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①，②に定める場合のほか，利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり，利用権設定等の調整が調ったときは，本村は，農地利用集積計画を定めることができる。

④ 本村は，農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては．利用権の設定等を受けようとする者（(1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について，その者の農業経営の状況，利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して，農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在，地番，地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類，内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期），存続期間（又は残存期間），借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法），利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的，当該所有権の移転の時期，移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が，農業生産法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。

ア その者が，賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において，その農用地を適正に利用していないと認められる場合に，賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に，農地法施行規則（昭和２７年農林水産省令第７９号，以下「規則」という。）第６０条の２各号で定めるところにより，権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積，生産数量など，その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委

員会に報告しなければならない旨

ウ　その者が，賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ｱ) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(ｲ) 原状回復の費用の負担者

(ｳ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(ｴ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦　①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本村は，農用地利用集積計画の案を作成したときは，(7) の②に規定する土地ごとに (7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権，地上権，永久小作権，質権，賃借権，使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし，数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有す　る者の同意については，当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9)　公告

本村は，農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は (5) の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは，その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち (7) の①から⑥までに掲げる事項を本村の掲示板への掲示により公告する。

(10)　公告の効果

本村が (9) の規定による公告をしたときは，その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11)　利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は，その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12)　紛争の処理

本村は，利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は，賃借又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは，当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき，その円満な解決に努める。

(13)　農用地利用集積計画の取消し等

①　本村の長は，次に掲げる事項のいずれかに該当するときは，(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し，相当の期限を定めて，必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により，周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては，その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　本村は，次に掲げる事項のいずれかに該当するときは，農業委員会の決定を経て，農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア　(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず，これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　本村は，②の規定による取消しをしたときは，農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④　本村が③の規定による公告をしたときは，②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤　本村農業委員会は，②の規定による取消しがあった場合において，当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは，当該農用地の所有者に対し，当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに，必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。本村農業委員会は，所有者がこれらの事業の実施に応じたときは，公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求めるとともに，連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

３．　農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という）の実施の促進に関する事項

(1) 本村は，県下一円を区域として行う農地中間管理事業等を行う一般社団法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に，普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 村，農業委員会，農業協同組合は，農地中間管理事業等の促進のため，農地中間

管理機構に対し，情報提供，事業の協力を行うものとする。

４．　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は，地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため，地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)　区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は，土地の自然的条件，農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動の領域等の観点から，農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし，市町村において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合遊休農地のうち要活用農地に該当しないものがある場合など，土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては，農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り，集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3)　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は，(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための，作付地の集団化，農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ　農用地利用改善事業の実施区域
ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては，①に揚げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)　農用地利用規程の認定

① （2）に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で，定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは，参考様式第６－１号の申請書を本村に提出して，農用地利用規程について本村の認定を受けることができる。

② 本村は，申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは，法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ （4）の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ （4）の①のエに揚げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており，かつ，申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本村は，②の認定をしたときは，その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本村の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は，農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （5）の①に規定する団体は，農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは，当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から，当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き，農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有してることなど政令第５条に揚げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を，当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て，農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地規定においては，（4）の①に掲げる事項のほか，次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本村は，②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において，農用地利用規程の内容が（5）の②に掲

げる要件のほか，次に掲げる要件に該当するときは，(5) の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に，特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること，又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という）で定められた特定農業法人は，認定農業者と，特定農用地利用規程は，法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

①　(5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は，当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは，その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ，著しく劣っていると認められる農用地について，当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には，その者）である当該認定団体の構成員に対し，認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い，農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては，当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するもとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ，著しく劣っていると認められる農用地がある場合には，当該農用地において利用権の設定等又は農作業の委託を受け，当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導，援助

①　本村は，認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導，援助に努める。

②　本村は，（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが，農用地利用改善事業の実施に関し，大島支庁農政普及課，農業委員会，農業協同組合，農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）等の指導，助言を求めてきたときは，宇検村担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ，これらの機関・団体が一体となって総合的 ・重点的な支援・協力が行われるように努める。

５．　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）　農作業の受委託の促進

本村は，次に掲げる事項を重点的に推進し，農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体（農業支援サービス事業者）による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業，農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃，機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

６．農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本村は，効率的かつ安定的な経営を育成するために，生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため，人材育成方針を定めるとともに，意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実，先進的な法人経営等での実践的研修，担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また，農業従事者の安定的確保を図るため，他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし，家族経営協定の締結に基づく給料制,休日制， ヘルパー制度の導入や,休日制, 高　齢者，非農家等の労働力の活用システムを整備する。

７．　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は，1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　本村は，石良地区農地環境整備事業（平成２３年度～平成２６年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて，農地の大区画化を進めるとともに，集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し，効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ　本村は，阿室地区農地環境整備事業（平成２１年度～平成２５年度）によって農村活性化を図り，農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ　本村は，果樹，輸送野菜を積極的に推進し土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の営農展開に資するように努める。

エ　本村は，地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①　事業推進体制等

本村は，農業委員会，大島支庁農政普及課，農業協同組合，土地改良区，農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり，第 1，第 5 で掲げた目標や，第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営に資するための実現方策等について，各関係機関，団体別の行動計画を樹立する。また，このような長期行動計画と併せて，年度別行動計画において当面行うべき対応を各関係機関，団体別に明確化し，関係者が一対となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及び，これらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合及び土地改良区及は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，宇検村担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし，本村は，このような協力の推進に配慮する。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 地域段階における支援措置

新たに農業経営を営もうとする青年等が，市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置づけられるように促すとともに，国の青年就農給付金，青年等就農支援資金の積極的な活用，普及業務を担当する部署による定期的な巡回指導や情報提供，指導農業士による研修等の実施により，新たに農業経営を営もうとする青年等がさらに安定的な経営体に成長するような機会の提供を行う。

また，市町村においては，新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に就農できるよう，農用地や住宅の確保等受入れ体制整備を行うとともに，関係機関・団体と連携を図りながら就農後の指導を継続的に行い，担い手農家として地域に貢献できる農業者とな

るよう新規就農者の育成を図る。

(2)　青年等就農計画制度の普及

新たに農業経営を営もうとする青年等が，効率的かつ安定的な農業経営者へ発展できるよう，必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また，認定新規就農者については，その経営の確立に資するため，就農状況を点検し，市町村，農業委員会，普及業務を担当する部署，農協等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導や経営指導等のフォローアップを行い，重点的な指導を行う。さらに，当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

第7　その他

この基本構想に定めるもののほか，農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については，別に定めるものとする。

附則

1．この基本構想は，令和8年9月　　日から施行する。

別紙1（第6の2の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において，旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている　場合には，利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は，公共用に供する場合に限る。)，農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第６条第２項１号に規定する法人をいい，当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第６条第２項第３号に規定する法人をいい，当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。